

県立都市公園における 自然環境保全に関する基本的な考え方

令和6年5月
兵庫県まちづくり部公園緑地課

1 各公園において検討する事項

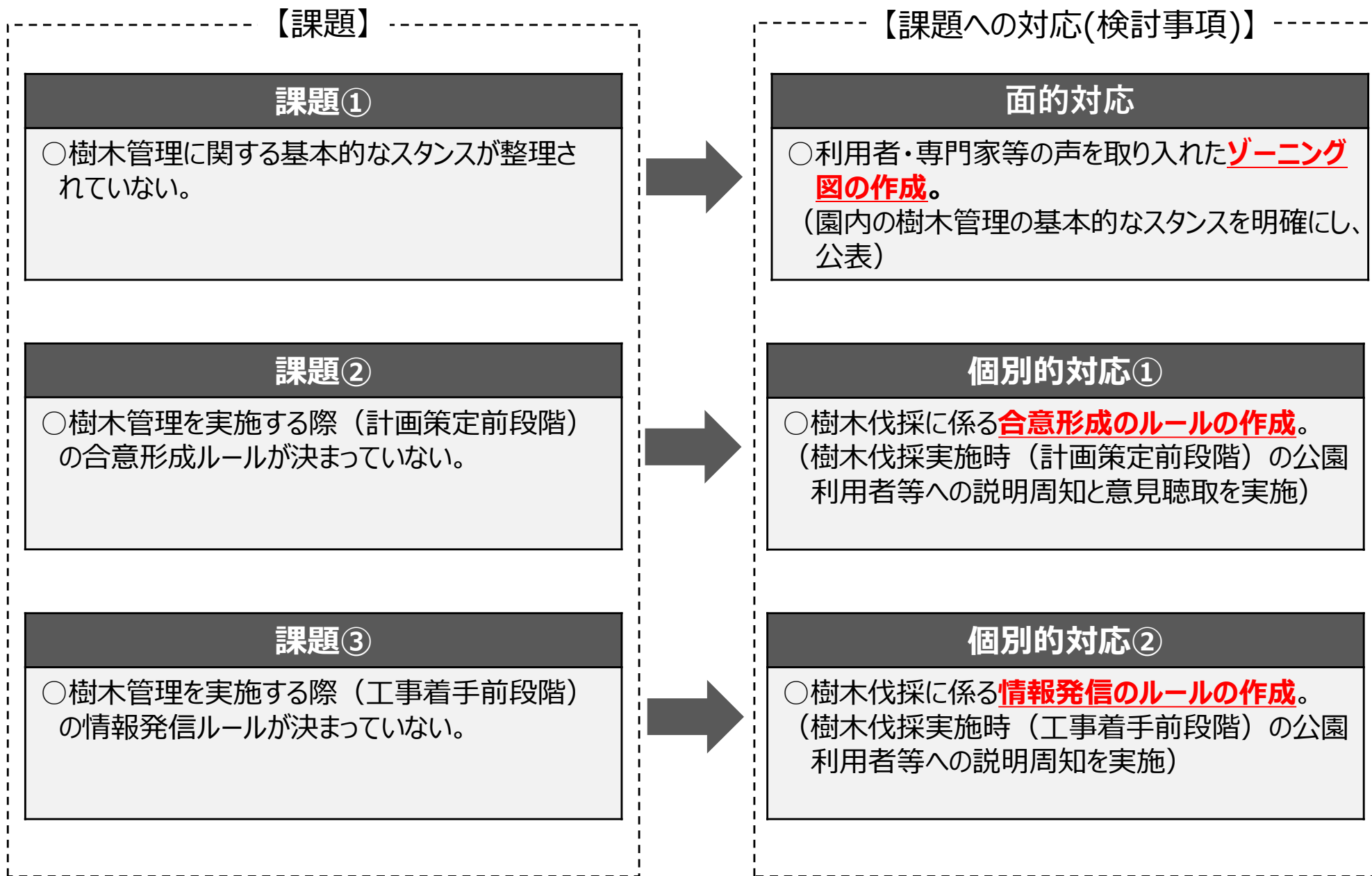
◆今後、原則として全ての県立都市公園において、当事項について検討を実施する。



- (1) ゾーニング図の作成
- (2) 実際に樹木伐採を行う際（計画策定前段階）の合意形成のルール設定
- (3) 樹木伐採に関する情報発信（工事着手前段階）のルール設定



○課題に応じて、面的対応及び個別的対応を実施。



2 検討に当たっての基本的な考え方 (標準例)

- ◆各公園においては、当標準例を参考にしつつ、「参画と協働」及び「共創」の促進を図ることを念頭に十分な議論を行い、対応する。
- ◆検討に当たっては、各公園の特性に応じて柔軟に対応する。
(検討結果の差異は積極的に許容する。)



① ゾーニング図 A

- 公園における現状の施設や自然環境について面的に整理。
(地面にある対象物で分類したゾーンと眺望を考慮するゾーンによりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせて作成。)
- 将来においてゾーンに変更が生じる場合には管理運営協議会等で合意形成を図る。

② ゾーニング図 B

- 個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示。
- 管理運営協議会等で継続して時点更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異 (例)

・既に管理運営協議会等において同等以上の取組が行われている公園においては、ゾーニング図の作成に代えて活用する。

(1) ①ゾーニング図A



■ゾーニング図Aについて

- ・園内を「地面にある対象物で分類したゾーン」と「眺望を考慮するゾーン」によりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせたゾーニング図を作成し、ゾーン毎に自然環境保全の目標と、それを踏まえた樹木管理の手法を設定する。
- ・ゾーンの重複箇所など、明確に区分できない部分がある場合には、継続的に協議する。
- ・将来においてゾーニング変更を行う場合は、管理運営協議会等において合意形成を図る。

<地面にある対象物で分類したゾーン>

区分		対象物	自然環境保全の目標	樹木管理の手法
A 施設ゾーン		・文化財、舗装園路等を含む人工構造物	・施設の機能維持を優先する ※希少種等は移植等を検討	・ <u>施設運営に支障となる樹木は適切に管理</u> する。
B みどりゾーン ※	①利用ゾーン	・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺 等	・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する	
	②保全ゾーン	・森、林 等	・公園利活用状況により、必要に応じて人が手を入れながら自然環境を保全する	・ <u>利活用に応じた樹木管理</u> を行う。
	③保護ゾーン	・希少種等がいる森、林等	・現状の自然環境を維持し、希少な動植物を保護する	・ <u>希少種等の生息環境に配慮した樹木管理</u> を行う。
C 低未利用ゾーン		・未利用地、空き地 等	—	・ <u>最低限の樹木管理</u> を行う。

※②③内にある未舗装園路については、その機能維持のために必要な樹木管理は行う。

<眺望を考慮するゾーン>

区分	対象物	樹木管理の手法
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 ※シークエンス（動的・連続的な視点）についても考慮する。	・ <u>視点場からの眺望を考慮し、眺望景観の支障となる樹木は適切に管理</u> する。

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異（例）

・現状に合わせたゾーン区分・目標・手法を設定する。（貴重な動植物が存在しない公園においては、「保護ゾーン」を設定しない等）

(1) ①ゾーニング図A



■ゾーニング図Aにおける各ゾーンの具体的なイメージ【考え方の例】

<地面にある対象物で分類したゾーン>

区分	対象物	イメージ			
A 施設ゾーン 	・文化財、 舗装園路等 を含む人工 構造物				
B み どり ゾ ン	①利用ゾーン 	・芝生広場、 未舗装園路、 ベンチ周辺 等 			
	②保全ゾーン 	・森、林等 			
	③保護ゾーン 	・希少種等 がある森、 林 等 			

(1) ①ゾーニング図A



■ゾーニング図Aにおける各ゾーンの具体的なイメージ【考え方の例】

<地面にある対象物で分類したゾーン>

区分	対象物	イメージ	
C 低未利用ゾーン 	未利用地、空き地 等		

<眺望を考慮するゾーン>

区分	対象物	イメージ	
D 眺望ゾーン 	・視点場からの見所 【例】 明石：櫓、石垣 播磨：ファンタジーロード 赤穂：瀬戸内海		 

(1) ①ゾーニング図A



■ゾーニング図Aの作成イメージ

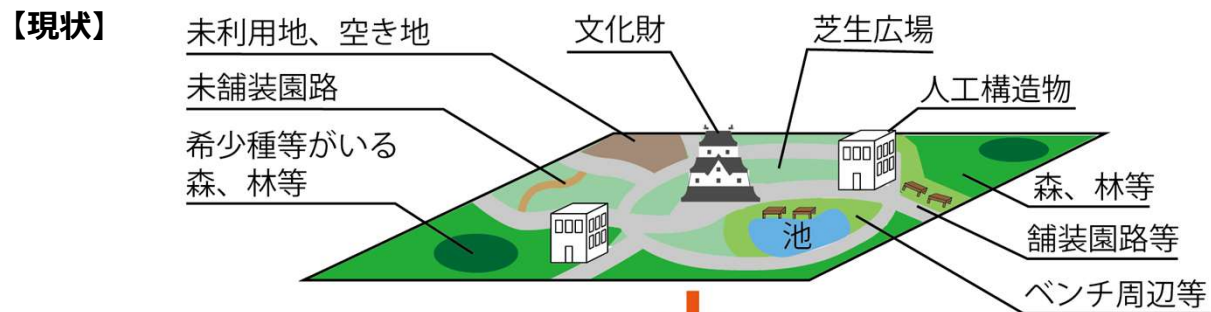
<地面にある対象物で分類したゾーン>

区分	対象物	
A 施設ゾーン	・文化財、舗装園路等を含む人工構造物	
B みどりゾーン	①利用ゾーン	・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等
	②保全ゾーン	・森、林等
	③保護ゾーン	・希少種等がいる森、林等
C 低未利用ゾーン	・未利用地、空き地 等	

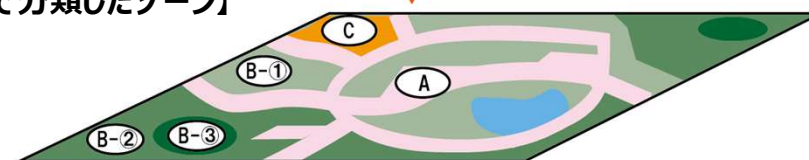
<眺望を考慮するゾーン>

区分	対象物
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 【例】 明石：櫓、石垣 播磨：ファンタジーロード 赤穂：瀬戸内海

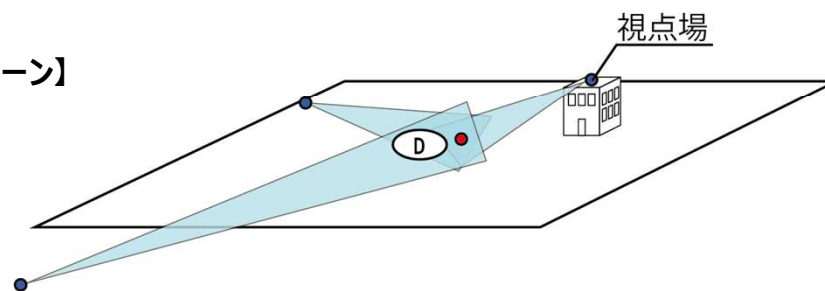
<ゾーニング図のイメージ>



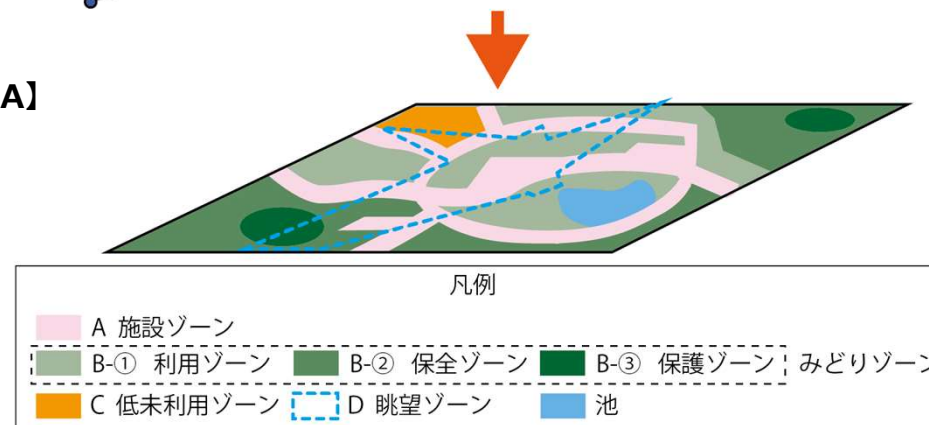
【地面にある対象物で分類したゾーン】



【眺望を考慮するゾーン】



【ゾーニング図A】



(1) ②ゾーニング図B



■ゾーニング図Bについて

- ・個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示。
- ・指定管理者は公園管理上留意すべき内容として、公園管理に活かす。
- ・図は、管理運営協議会等において継続して時点更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。

背景

- ・自然環境には、それ自体の希少性に限定されない、多様な価値がある。
- ・自然環境の保全・保護に当たっては、面的な対応だけでなく、スポット的な対応が必要となる。

■掲載対象 (例)

<明石公園>

区分	対象物・エリア
種自体に価値がある植物	・希少植物が生息するエリア
分布上の価値がある植物	・分布上の価値がある可能性のある樹木の群落
環境学習等に適した植物・エリア	・堀周辺の湿地帯 ・トンボの多いエリア
個体の特徴が面白い等の植物	・形状が面白い樹木

■更新の流れ (例)

①意見提案の募集

図に掲載・修正・削除すべき内容について意見・提案を募集※

②検討

管理運営協議会等において、次の点について検討

- ・図に載せて広く共有すべき内容か
- ・公園管理上留意が必要となる内容か

③図の更新・共有

- ・図に掲載・修正・削除すべきとの考えで一致した場合には、図を更新
- ・管理事務所やホームページ等に掲示する

※…年1回程度を想定

【参考】明石公園ゾーニング図A・B



■ 明石公園部会において作成したゾーニング図

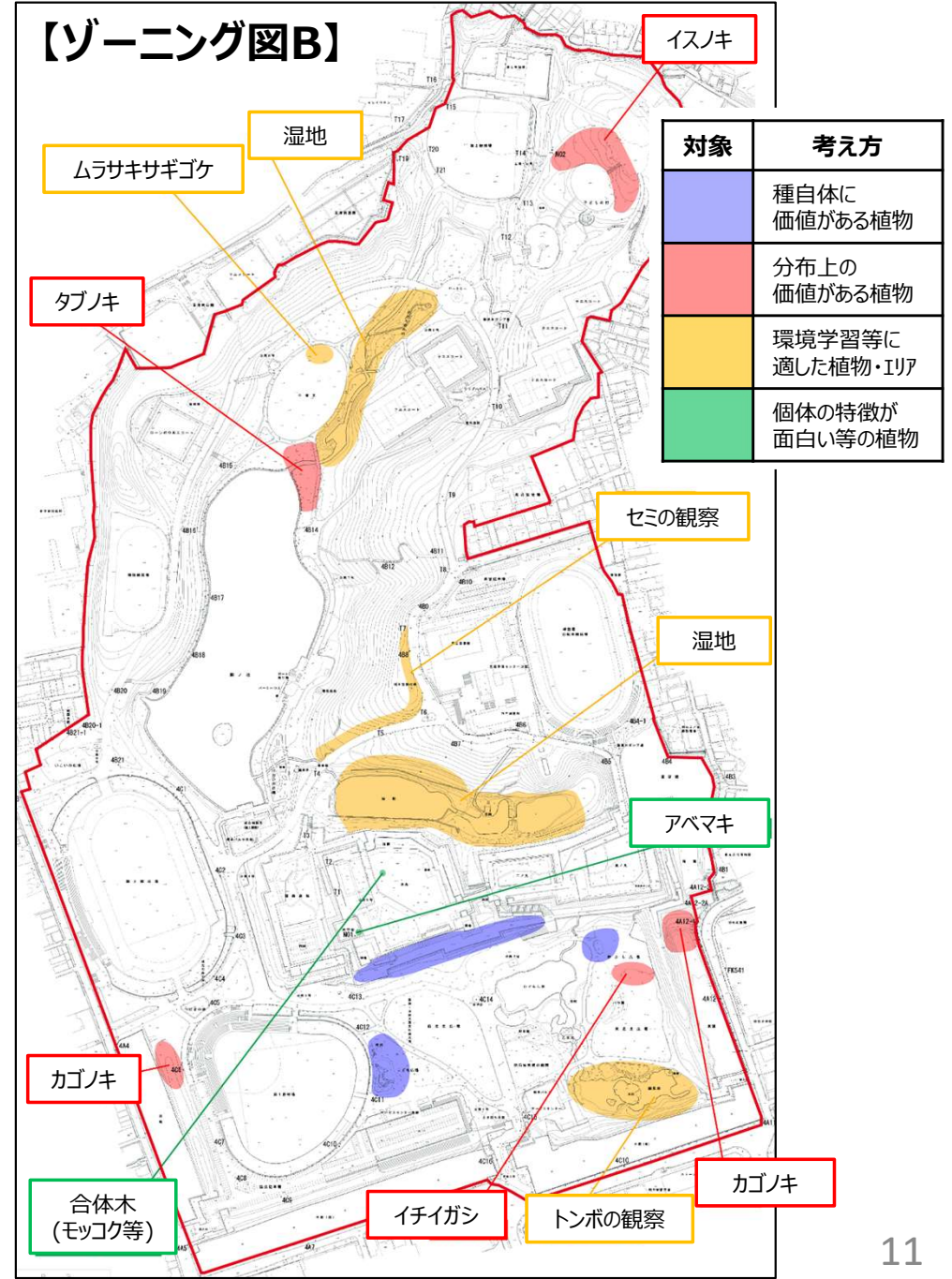
【ゾーニング図A】

ゾーン	樹木管理の考え方
施設利用	施設の機能維持を優先
保全	人が手を入れた環境を保全
保護	現状の自然環境を維持
低未利用	最低限の管理

城跡 ……1本1本の樹木について対応を検討



【ゾーニング図B】



対象	考え方
Blue area	種自体に価値がある植物
Red area	分布上の価値がある植物
Yellow area	環境学習等に適した植物・エリア
Green area	個体の特徴が面白い等の植物

(2) 実際に樹木伐採を行う際のルール設定



■ 実際に樹木伐採を行う際（計画策定前段階）の合意形成のルール設定

- ・樹木伐採が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、より丁寧な対応を行う。

< 樹木管理が想定される状況(例) >

日常の維持管理

施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採
(例：直ちに倒木する恐れはないが枯れている樹木の伐採、混みすぎた樹林の計画的間伐)

特別な維持管理

景観確保やゾーン変更に伴う樹木伐採
(例：保全ゾーンに園路を新設する場合)

緊急かつ危険な場合

台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

< 合意形成のルール設定(例) >

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会等への説明・相談	事前説明※ (指定管理者)	事前説明※ (県)	事後報告 (指定管理者)
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会等の実施	—	○ (県)	—

※事前説明の例：次年度以降の樹木伐採予定について説明・相談

◆ 各公園の状況によって生じることが想定される差異（例）

- ・現地説明会に代えてオンライン説明会を実施する。[特別な維持管理]
- ・樹木に対する関心が高い公園においては、現地説明会だけでなく、パブリックコメントを実施する。[特別な維持管理]

(3) 樹木伐採に関する情報発信のルール設定



■ 樹木伐採に関する情報発信（工事着手前段階）のルール設定

・工事着手前段階において実施する情報発信のルールを設定する。

<情報発信のルール設定(例)>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
HPによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
SNSによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
紙媒体による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
現地説明会の開催	—	○ (2ヶ月前)	—

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異（例）

・現地説明会に代えてオンライン説明会を実施する。[特別な維持管理]

- 樹木の管理(手入れ)には、大きく、①剪定、②伐採、③植樹、④治療・保存の4つに整理される。
- 樹木管理が必要となるケースは様々であり、その目的によって適切な手法を選択する。

① 剪定

枝が枯れて園路に枝が落ちる危険のある場合等に、枝を切る。



② 伐採

間伐やナラ枯れ等のほか、施設に悪影響を及ぼす場合等に根元から木を切る。



③ 植樹

記念植樹、緑陰や景観の形成等を目的として新たに樹木を植える。



④ 治療・保存

必要性の高い樹木の病気の治療のほか、接ぎ木、挿し木、移植による保存を行う。





■ 樹木管理に係る合意形成の流れ

- 樹木管理を実施する際の合意形成の流れをフロー図により示した。
- 伐採を行う場合には、ゾーニング図(STEP1)を踏まえた上で、STEP2～3の手続きをとる。

<合意形成フロー>

STEP1

ゾーニング図の作成

【目的】園内の各エリアをどのように樹木管理するのかの共通認識を持つ。

STEP2

実際に樹木伐採を行う際の合意形成

【目的】実際に樹木伐採を行うにあたり、関係者との合意を形成する。

日常の維持管理	特別な維持管理
管理運営協議会等において計画を説明・相談	
計画を公開し、広く意見募集 (HP/SNS/看板)	
—	現地説明会等

STEP3

工事着手前段階における情報発信

【目的】工事着手時にも情報を発信することにより、意見のとり漏らしを防ぐ。

日常の維持管理	特別な維持管理
工事の都度、情報発信 (HP/SNS/看板)	
—	現地説明会

伐採を計画

工事の着工